

## 函館市水産物地方卸売市場における 支払期日・支払方法その他の決済の方法

売買取引の内容	支 払 期 日	支 払 方 法
委託者（出荷者）と 卸売業者との取引	卸売業者は、卸売をした日の翌日 （委託者との特約がある場合には、 その特約の期日）までに売買仕切金 を送付	◇ 現 金 ◇ 手 形 ◇ 小切手 ◇ 委託者の預貯金口座 への振込 ◇ 卸売業者の預貯金口座 からの振替 ◇ その他の方法
卸売業者と仲卸業者 ・買受人との取引	仲卸業者・買受人は、買い受けた 物品の引渡しを受けた日（卸売業者 と支払猶予の特約をしたときは、 その特約で定められた期日まで）に 買受代金を支払い	◇ 現 金 ◇ 手 形 ◇ 小切手 ◇ 卸売業者の預貯金口座 への振込 ◇ 仲卸業者・買受人の 預貯金口座からの振替 ◇ その他の方法

- ◆ 仲卸業者と買出人との取引など、上記以外の売買取引については、当事者間で  
約定した支払期日および支払方法を遵守するものとする。